

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年6月8日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第4号

専決処分書

令和2年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

令和 2 年 度

亀岡市一般会計補正予算（第 2 号）

令和2年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度亀岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

9,013,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,202,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月7日専決

亀岡市長 桂 川 孝 裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 4,695,954	千円 9,013,200	千円 13,709,154
	2 国庫補助金	1,480,913	9,013,200	10,494,113
歳入合計		33,188,900	9,013,200	42,202,100

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 4, 396, 439	千円 8, 901, 000	千円 13, 297, 439
	1 総務管理費	3, 506, 868	8, 901, 000	12, 407, 868
3 民生費		13, 313, 564	111, 700	13, 425, 264
	2 児童福祉費	5, 185, 484	111, 700	5, 297, 184
10 教育費		2, 553, 651	500	2, 554, 151
	4 幼稚園費	94, 529	500	95, 029
歳 出 合 計		33, 188, 900	9, 013, 200	42, 202, 100